明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○商業登記規則の一部を改正する省令（法務一）　二

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一九）　三

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産二六四）　四

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同二六五）

○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（同二六六）

○農業保険法の規定に基づき、令和三年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに令和四年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価格として農林水産大臣が定める金額を定める件（同二六七）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一九）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通六四）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六五）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六六）　七

○直轄砂防設備工事を終了した件（同六七）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同六八）

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同六九）

○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一〇）

〔国会事項〕

内閣　外務省　財務省　防衛装備庁　八

〔人事異動〕

官庁事項　九

〔皇室事項〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　九

〔官庁報告〕

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　九

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）　九

国家試験

令和元年度技術士第一次試験再試験の試験会場（文部科学省）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団、建設業の許可の取消処分、公示送達関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　二七

会社その他